

## 熊本家庭裁判所委員会（第25回）議事概要

### 第1 開催日時等

- 1 日 時 平成27年5月22日（金）午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所 熊本家庭裁判所第1会議室
- 3 出席者
  - (委員) 阿部広美, 家入尚美, 伊藤典昭, 岩下新一郎, 岡部 勉,  
小田浩一, 甲斐國英, 坂田敦子, 武野康代, 遠山廣直,  
平岡義裕, 松村俊宏（五十音順）
  - (事務局等) 事務局長, 首席家庭裁判所調査官, 首席書記官, 事務局次長,  
次席家庭裁判所調査官, 総務課長, 訟廷管理官, 家庭裁判所調査官  
家事調停委員
- 4 意見交換テーマ
  - 家事事件手続法を踏まえた調停運営の在り方  
～子の福祉に配慮した調停運営～

### 第2 議事概要

【発言者の略記 ◎：委員長, ○：委員, ◇：事務局等】

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) DVD視聴「離婚をめぐる争いから子どもを守るために」
  - (2) 模擬調停「ある夫婦の離婚調停～家事事件手続法の施行と子の意思の把握  
～」
    - ◎ 視聴したDVD, 模擬調停について質問あるいは意見, 感想等はないか。
    - 今回の模擬調停の進行及び内容は, 一般的な事例なのか。
    - 家庭裁判所調査官の調査が効を奏して合意に至った事例である。  
実際には, 家庭裁判所調査官の調査票が出ても, 別居している夫に子供を  
会わせないという妻も多い。

また、離婚協議の段階で争いがあり、子供に関する事項等についてまで進まない事案も数多くある。

- 今の模擬調停の内容は、理想化されたものだと思う。

全体の流れとしてはあのようにまとまっていくものが少なくないと思うが、途中でもっと糺余曲折があるのが普通だと思われる。

- 大まかな流れとしては、今回の模擬調停の様な形で進められている。

離婚調停の当事者には、DVDを視聴してもらったり、家庭裁判所調査官の関与等により、子の福祉について理解していただくこととしている。

- 模擬調停では、母親が親権者となっているが、父親が親権者になる割合は、どれ位あるのか。

また、養育費の支払いについて調停で決められた後、それが守られず、再度、申立等が行われるという事案はあるのか。

- ◇ 父親が親権者となる割合は少ないが、徐々に増えてきている。

- 養育費の支払いを怠っている場合、家庭裁判所においては、家庭裁判所調査官による履行勧告という手続がある。これは、家庭裁判所調査官が、不払いの方に対して、支払いを働きかけるものである。

また、地方裁判所に強制執行の申立を行い、不払いの養育費を取り立てる手段もある。具体的には、預金や給与を差し押させて徴収するというものである。

- 養育費は決まったが、支払われず泣き寝入りという事案もあると聞いている。地方裁判所に対しての強制執行等の申立を知らない方が多いのではないかと思う。

また、養育費を支払う側の再婚や失業といった状況の変化により、養育費の金額が変わることもあり、受け取る側が諦めていることが多いと聞くが、実際どうなのか伺いたい。

- 将来的な養育費を定めても、養育費を支払う側の基礎的事情の変更により養育費の支払いが難しい状況になった場合は、改めて、養育費の減額という申立がなされて、それが認められる場合もある。

- 子の親権を持っている側の親が、調停で決められた面会交流に応じなくなり、新たな争いが起こることがある。

調停条項を定めていく中で、新たな心配、新たな訴訟が起きないよう進めることはできないか。

- 子の成長により状況も変化することから、難しいと考える。

小学生の時に定めた面会交流が、中学生になると、部活を始めたり、塾に通ったりと状況が変わるため、当初定めた条項を将来に渡って維持することは難しい。

子の生活状況、精神状態等、様々な事情の変化によって、最初に決めた調停条項のとおり面会交流を維持することが、子を苦しめることになることもある。

そういう状況が予想される場合は、ある程度、余裕を持たせた調停条項にしておく必要がある。

当事者双方の話し合いができる、面会交流を進められる場合は、それについて「月1回程度」と緩やかな定めをすることもできるが、紛争性が高い場合は、「第何何曜日の何時から何時まで、どこそこで待ち合わせをして」というところまで定める必要があることもある。

- 面会交流に関して当事者間に信頼関係があり、子の福祉を考えた面会交流が行えるのであれば、余裕を持たせた調停条項でよいが、当事者間に信頼関係がないような場合には、調停条項にある程度の枠組みを作ることになる。さらに信頼関係に欠けるような場合は、より厳しい調停条項になっていく。

- DVDと模擬調停を見ての感想であるが、離婚のために、子供を犠牲にしてはならないと強く感じた。

DVDを視聴して意外だったのが、「子供が塾に行くから、養育費を増額してほしい」という話が出て、DVDの中では争いなく相手方が増額の要求に応じていた点で、通常なら、新たな争いの火種となる可能性が高いのではないかと思う。

また、子供の幸せを一番に考えるのは当然であるが、子供の価値観も変わ

っていくであろうから、どのように対処していくべきか難しいと感じた。

- ◎ 模擬調停で使用した調停条項の骨子に「当事者双方は、長男及び長女の病気、進学等の特別の費用の負担については、別途協議する。」とある。

調停条項には、子供の将来全てを見越したものを取り込むことは難しい。

必要に応じて、当事者間での協議が必要になってくると思う。

- 事情が変わったから、裁判所に再度調停を申し立てて争うのではなく、養育費の増額、減額等について、子供の福祉を考え、その子の父親、母親として話し合えることが、理想型であると思う。

- 家庭裁判所調査官が子供と面会して話をする場合、子供が心を開いて話してくれるようにするためのテクニックとか、気を付けている点について伺いたい。

- ◇ 子供の意思表示は、大人のものとはかなり違うと考えていただいた方がよい。

子供は、まだ自分というものを確立していないので、自覚的にもどこまでが自分の意思で、どこまでが他人の気持ちなのかという境目のない状態にある。よって、大人が考えている様な、はっきりとした、自分は自分、相手は相手というような形での自分の意見というものを、特に年齢が低い子供ほど持ち得ない。

そこで、大事になってくるのは、子供本人と会って、言語的に表される以外のものをどの程度捉えることができるかということである。それは、その子の仕草、話し方、声の大小、話すスピード等に手がかりがある。

子供が置かれた状況を丁寧に見て、その状況に置かれたときの子供の言葉にどのような意味があるのだろうかと推し量りながら、子供と面接するようにしている。

子供と接する時に身長差がある場合は、こちらがしゃがんで、目線を合わせて話すだけでも、子供にとっては違ってくると思う。

- ◇ 問いかけて答えるという言葉による質問だけでは、子供が表現できないところもあるので、視覚的なツールを使用することがある。

例えば、父母兄弟と一緒に暮らしていた時の話を聞く場合に、子供達は、今の状況ばかり思い浮かべていて、昔のことは、言葉で言われてもイメージできないことが多い。そこで、家の絵の中に、父親、母親、男の子、女の子というような家族の顔を描いた絵を置いて、「前は、家族4人で暮らしていたよね。」というように話し始めるだけでも、家族と一緒に暮らしていたことを視覚的にイメージでき、その中から、具体的な話やエピソードが出てくることがある。

それを取っ掛かりにして、食事の時の会話とか、テレビを見ていた時の話とか、細かなエピソードを繋げていくことによって、その子の思っていることが分かる場合がある。

- ◎ 初対面の子と会うとき、最初の取っ掛かりはどのようにしているか。
- ◇ 子供と会うときは、普段の仕事の服装ではなく、子供が馴染みやすい格好で会いに行く。

また、いきなり本題に入るのではなく、遊びながら話しかめたりする。

- 面会交流が上手くいくためには、当事者間の信頼関係が必要であるが、信頼関係がない場合であっても、子供が親権者でない方の親に会える環境を作ることが大切である。

例えば、保育所や県に委託して面会交流の体制をとる必要がある。

また、家庭裁判所においても、プレイルームの開放や子供文化会館と連携した面会交流の支援等、環境面での整備や体制作りが必要ではないか。

- ◎ 裁判所においても、乳児園等において面会交流を行ったことがある。
- 离婚により母親が孤立したり、子供が状況の変化によって、学校でいじめに遭うこともある。

このような状況に対して裁判所は、いかに取り組んでいるのか伺いたい。

- ◎ 調停が成立すると事件が終了することから裁判所は、その後、その当事者等に関わることは難しいのが実情である。
- 当事者間の関係、特に子と親の関係は、その後永く続いているので、そこを裁判所と行政が連携して繋いでいくことが必要ではないかと考える。

◎ 貴重な御意見等について、今後の参考とさせていただきたい。

3 次回のテーマ

「後見事件関係」をテーマとすることで、委員全員が合意した。

4 次回期日

平成27年10月23日（金）午後1時30分

5 閉会